

請願 番号	件名	処理の経過および結果
11	<p>精神障害者保健福祉手帳2級保持者に対する自動車税減免を求めることについて</p> <p>精神障害者保健福祉手帳2級所持者を自動車税減免の対象にすること。</p>	<p>自動車税の身体障害者等減免制度は、身体障害者等が障害を克服し、障害のない者とともに支障なく社会生活を営むことができるよう設けているものである。このため、対象範囲を精神障害2級まで拡大することは、精神障害者の経済的負担の軽減に資するものと考えるが、これにより、精神障害とそれ以外の障害との間に、格差が生じないよう、障害間のバランスに十分留意する必要がある。また、自動車税は、自動車の所有の事実に見出し課税され、道路損傷負担金としての性格も併せ持っており、広く多くの方に負担いただく税であることから、他の納税者との負担の公平にも十分配慮する必要がある。</p> <p>精神障害2級まで範囲拡大する場合の税の減収額は、約2,200万円と見込まれ、他の障害との均衡上、仮に他の障害区分についても1等級ずつ拡大する場合には、約2億1,000万円の減収となる。</p> <p>自動車税の減免については、国からの減収補填措置はなく、交付税算定による補填もないことから、コロナ禍を受けて更に厳しい財政状況が見込まれる県財政への影響が極めて大きい。</p> <p>また、軽自動車税は市町の貴重な税財源であるが、車の取得時に掛かる軽自動車税環境性能割は県が県税である自動車税環境性能割の例により賦課徴収することとなっており、県が減免範囲の拡大を行うと市町税である軽自動車税環境性能割は連動して減収となる。</p>

		<p>加えて、軽自動車を所有していることに対して掛かる軽自動車税種別割については、市町が賦課徴収し、減免要件も各市町の条例等により独自に定めることとなっているものの、同じ市町税の軽自動車税環境性能割との整合や他の県内市町とのバランス等から、県税の減免範囲と同一としており、軽自動車税種別割についても対象範囲の拡大が求められるものと思われる。</p> <p>このように、自動車税減免の対象範囲を精神障害2級へ拡大するためには、他の障害区分との均衡、他の納税者との負担の公平性、減収分の代替財源確保、県内市町への影響等の諸課題があり、その課題をどのように解決するか、また、精神障害者の福祉の向上に資する施策全体の状況を勘案し、自動車税の減免制度はどうあるべきか、今後、県内市町とも連携して、研究してまいりたい。</p>
--	--	---